

静岡文化芸術大学情報ネットワーク利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学図書館・情報センター規則第2条第3項の規定に基づき、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）が設置する情報ネットワーク（以下「SUAC-Net」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 SUAC-Netとは、次の各号に掲げるものの総体をいう。ただし、事務専用のシステムを除く。

- (1) 本学が管理するネットワーク及びこれに接続したコンピュータ
- (2) 本学が管理する専用回線及びこれに接続した通信機器

(利用目的)

第3条 SUAC-Netを利用する目的は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 授業科目の履修及び教材開発
- (2) 講習会、公開講座及び研修
- (3) 学術研究
- (4) 本学事務処理
- (5) 情報検索
- (6) その他図書館・情報センター委員会（以下「委員会」という。）が認めた事項

(利用者)

第4条 SUAC-Netを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 公立大学法人静岡文化芸術大学の常勤役員及び教職員（非常勤を含む。）[以下「役員等」という。]
- (2) 本学の学生（研究生、委託生、科目等履修生、社会人専門講座受講生及び特別聴講学生を含む。）
- (3) その他委員会が認めた者

(禁止事項)

第5条 利用者は、SUAC-Netの利用に当たって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他人のプライバシーを損なうおそれのある記述及び公序良俗に反する記述
- (2) コンピュータウイルス等有害なプログラムの使用又は提供

- (3) 情報通信を利用した犯罪行為、第三者に対する誹謗中傷、秘密の漏洩、市販ソフトウェアのコピー・売買・交換、第三者の著作権の侵害等の違法行為
- (4) 他人に迷惑、不利益を与える行為
- (5) 第三者間の通信内容の傍受
- (6) 利用者個人に係る商行為
- (7) その他法令に反する行為

(利用禁止及び停止)

第6条 図書館・情報センター長（以下「センター長」という。）は、利用者が前条に違反した場合、委員会の議を経て、SUAC-Netの利用について禁止又は一定の期間を定めて停止することができる。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

(通信機器等の管理)

第7条 センター長は、SUAC-Netを良好な状態で運用するため、それを一時停止し、保守点検をすることができる。

2 センター長は、不正行為・禁止行為等を未然に防ぐため必要な監視・記録等を行うことができる。

(賠償責任)

第8条 利用者は、故意または重大な過失により情報資源に多大な損害を与えた場合、相当の賠償責任を負うものとする。

(損害の免責)

第9条 本学は、SUAC-Netの運営に当たって、次の各号に掲げる事項により利用者が被った損害について責任を負わないものとする。

- (1) 情報通信の遅延、中断及び停止
- (2) 情報通信から得た情報の内容又はその表示
- (3) 第三者の不正アクセス
- (4) 通信機器の事故等に起因する情報の消失等

(利用権の喪失)

第10条 利用者は、次の各号に該当した場合、利用権を失うものとする。

- (1) 役員等及び本学の学生の身分を失った者
- (2) その他委員会が利用不適格と認めた者

(記載データの削除)

第11条 センター長は、次の各号に該当する場合、委員会の議を経て、利用者の作成したデータを予告なしに削除することができる。

- (1) 第5条の各号に違反した場合
- (2) 第10条で利用権を喪失した場合
- (3) その他委員会が認めた場合

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、SUAC-Netの利用について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年12月21日から施行する。